

犯罪被害者等支援の取組について

1 相模原市の犯罪被害者等支援について

相模原市では、令和 5 年 3 月 2 0 日に「相模原市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和 5 年 4 月から条例に基づいて様々な支援を行っている。

(1) 支援メニュー

区分	メニュー	内容	北九州市 の対応
相談	相談・支援窓口	・職員等が相談に応じるほか、必要な情報や支援制度等を案内	◎ (※)
法律	法律相談	・弁護士による法律相談を実施 (2 回まで無料)	○
経済的 支援	遺族支援金	・30 万円	◎
	重傷病支援金	※加療 1 カ月以上 ・入院 3 日以上 10 万円 ・入院要件なし 5 万円	◎
	性犯罪被害支援金	・不同意性交等 10 万円 ・不同意わいせつ等 5 万円	◎
精神 支援	カウンセリング	・専門家によるカウンセリングの実施 1 案件 10 回まで無料	◎
	自立支援医療 の助成	・1 回の受診当たり 2,000 円を上限に助成	△
日常生 活支 援	ホームヘルプ サービス	・1 案件 60 時間まで (上限 4,000 円/時)	○
	配食サービス	・1 案件 1 人あたり 30 食まで (上限 1,000 円/食)	×
	保育サービス	【一時保育】 ・1 案件 1 人あたり 10 日まで (上限 3,000 円/日) 【一時預かり】 ・1 案件 1 人あたり 10 日まで (上限 7,200 円/日)	○
	加算支援金	・日常生活支援の利用が困難な場合は 支援金に 5 万円を加算	×
住居 支 援	転居費用の助成	・1 案件 2 回まで (上限 20 万円/回)	×
	緊急避難場所 の提供	・県制度利用者に対し延泊 2 泊 (上限 11,000 円)	○
	市営住宅への 入居の配慮	・市営住宅目的外使用 ・優先入居	◎

◎：犯罪被害者等に特化した支援あり ○：一般施策で支援可 △：県・県警察で支援あり

※北九州市の相談窓口は、福岡県・福岡市と共同で設置

2 参考：北九州市の犯罪被害者等支援について

北九州市では、平成26年に施行した「北九州市安全・安心条例」に「犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努める。」と規定し、その行動計画に基づき取組を進めている。

（1）総合相談窓口の設置 ※福岡県・福岡市・北九州市で共同設置

区分	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	性暴力被害者支援センター・ふくおか
目的	平成20年5月、犯罪被害者等に対する電話相談から面談、病院などへの付添いまで、総合的な支援を行うワンストップセンターとして開設	平成25年7月、性暴力の被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう開設
相談時間	月曜日～金曜日 9：00～16：00	24時間・365日（年中無休）
支援内容	・面接相談及び電話相談 ・裁判所、検察庁、警察署、行政窓口等への付き添い支援 ・専門家によるカウンセリング	

（2）犯罪被害者等見舞金の支給（令和7年4月1日創設）

【対象となる犯罪被害】

故意の犯罪行為による死亡、重傷病または性犯罪

※令和7年（2025年）4月1日以降に、発生した犯罪被害が対象。

※日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内で発生したもの。

【見舞金の種類等】

見舞金の種類	対象	給付額
遺族見舞金	亡くなった被害者の遺族	30万円
重傷病見舞金	被害者本人（1か月以上の治療を要するもの）	10万円
性犯罪被害見舞金	被害者本人（未遂を除く不同意性交等）	10万円

※福岡県犯罪被害者等見舞金支給制度との併給可。

※警察への届出など、一定の要件あり。

（3）住居関係支援

市営住宅への優先入居・一時使用許可

（4）その他

一般施策による支援

（5）犯罪被害者等支援庁内連絡会議の設置（平成20年2月設置）

被害者の要望に対応した一般施策・特別施策の案内、犯罪被害者関連（国・県の動き等）情報の共有、各相談窓口の連携、等を実施している。